

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部 地域福祉課

番号 2

不利益処分の内容		命令違反に対する業務停止命令
根拠法令及び条項		社会福祉法第56条第7項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	命令違反に対する業務停止命令については、以下の基準による。 ・社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（平成30年4月16日最終変更）